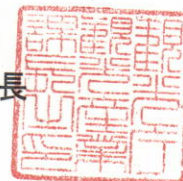




観 観 産 第 3 1 3 号  
平成 2 4 年 1 1 月 5 日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



### 旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

ツアー登山の安全確保については、「旅行業者が行うツアー登山の安全確保について（平成22年3月31日付観観産第628号）」により、ツアー登山を実施している旅行業者に対し、「ツアー登山運行ガイドライン」等を遵守すること、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やか改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることなどを通知してきております。

しかしながら、今般、11月3日に、中華人民共和国の万里の長城付近でツアー登山の参加者が遭難し、日本人旅行者がお亡くなりになるという痛ましい事故が発生しました。

当該事故の発生状況の詳細やその原因等については確認中ですが、ツアー登山等の安全確保についてより一層の注意を払い、旅行者の安全に万全を期すよう、貴都道府県におかれましても一般社団法人日本旅行業協会、社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種、第3種旅行業者に対して周知徹底されるよう、お願い致します。

